

三宅村難病医療通院支援事業の実施について

三宅村では、下記のとおり島内で治療を受けられない難病者等の村民に対し、治療を目的に三宅島から島外医療機関に通院するための費用助成を行います。

1. 助成対象者

- ① 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- ② マル都医療券をお持ちの方
- ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方。
- ④ ①～②で身体障害者手帳1～3級を所持している方の介助者（※1名まで）
- ⑤ ③の介助者（保護者）（※1名まで）。

2. 助成内容及び助成額

内容 (1人当たり)	金額 (上限額)	対象 (三宅島から島外への通院分)
交通費	12,000円	・通院した日の前後3日間の船便・航空便・へり便の往復運賃を対象とする。
宿泊費	5,000円	・通院した日の前日の宿泊費を対象とする。

3 申請回数 申請は月1回分まで。

4 申請方法 通院後、下記必要書類を用意していただき、福祉健康課健康係までご申請ください。審査の後、助成金は申請書に記載されている口座に振り込みいたします。

5 申請に必要なもの

- ① 特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか。
- ② 通院したことを証する書類（医療機関の領収書等。コピー可。）
- ③ 交通費の領収書（レシート不可、コピー不可、利用日のわかるもの。）
- ④ 宿泊費の領収書（レシート不可、コピー不可、利用日のわかるもの。）
- ⑤ 振込先の金融機関口座のわかるもの（通等のコピー等。）
- ⑥ 身体障害者手帳（1～3級）※介助者分を申請する場合。
- ⑦ 印鑑

【申請先・問い合わせ先】

三宅村役場 福祉健康課 健康係
電話 04994-5-0911